

# “農と食” 北の大地から

連載第32回

## 遺伝子組み換え作物で 問われる「農と食」のいま (その5)

# 罰則規定を設けた条例の制定で 「GMフリーの島」めざす第一歩



カルボライター  
滝川 康治

GM作物による汚染防止を求める署名簿を道の担当者に提出する全国各地の市民グループの人たち。署名数は19万人分に達した(2月18日、道庁別館で)

をつくってしまった(04年4月号を参照)。  
周辺環境とじかに接することでは同じ問題でありながら、「農家などによる一般栽培」「研究機関などの試験栽培」というダブルスタンダードを設けた条例案は、このときの失策に起因する。  
のちに道が設置した実施条件に関する検討会(座長 川井博和 北大教授・委員 11人)では、「一般栽培、試験栽培ともに知事の許可が必要」とする当初の規制案が、経済団体や自民党などからの水面下の働きかけで弱められ、「試験栽培は届け出制へと後退。この経緯がつまりら

かにならぬ旧態依然とした展開に、検討会の委員から戸惑いや憤りの声が上がる場面もあった。昨春からGM作物問題を取材してきたわたしは、「これからの北海道の「農と食」にとって、試験研究をどう位置づけるか?」をめぐって、理念や哲学を欠いた高橋道政の限界を強く感じた(04年11・12月号を参照)。  
**「一般」と「試験」で差別  
経済界の声に罰則緩和**  
ここで、大まかに条例案の中身を紹介

遺伝子組み換え(GM)作物の栽培中止を求めるガイドラインの策定から一年、開会中の道議会には罰則規定を盛り込んだ「交雑などの防止に関する条例案」が上程されて審議が進んでいる。この規制条例は、妥協の産物という一面はあるが、「GMフリーの大地」をめざす第一歩。いくつかの事実や関係者の話などを紹介しつつ、これからの課題を探った。

### 全会一致の「意見書」が 規制条例のきっかけに

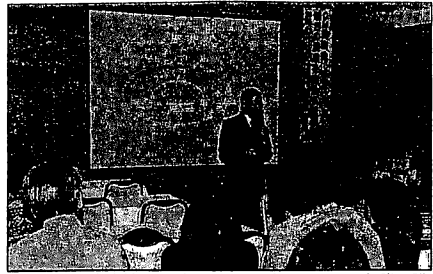
試験研究の扱いや一部農家による栽培計画をめぐって混乱した遺伝子組み換え(GM)作物の規制問題は、罰則規定を盛り込んだ条例案が開会中の道議会に提案され、論戦の段階に入った。が、条例に違反したときの罰則の軽重などをめぐって「試験栽培の促進」を唱える経済団体と道との事前のすり合わせが終わっていないことや、議会関係者の勉強不足もあり、「条例をめぐる激しい議論にはならないだろう」(道政担当記者)との見方が濃厚である。  
当初はきびしい姿勢を示しながら、独立行政法人などが進める試験栽培を特別扱いしてきた、これまでの道政の流れ

を振り返っておこう。  
遺伝子組み換え作物・食品(GMO)の規制策が道政上の課題に浮上してきたのは○三年十一月の定例道議会。GM大豆の試験栽培(02年、北見の農場やGMイネの開発試験(03年、札幌の北海道農業研究センター)など、道内でも始まった栽培の動きに対する危機感が背景にあった。「GM作物を承認しない」「GM食品の表示義務化」を盛り込んだ意見書が全会一致で採択され、これを受けた行政側が昨年三月「開放系での栽培中止を求める」とのガイドラインを策定した。  
が、このガイドラインをまとめる過程で、道経連やバイオ推進団体、一部の農学者らが「研究開発の芽を摘むことになる」などを理由に挙げて反発し、見直しを要請。これを道が受け入れ、試験栽培の実施条件は別途検討する」との抜け道

を犯しやすい人種」と書いたことがあるが、「一般」と「試験」のあいだに罰則の違いを設けることは、形を変えた農民差別といえないだろうか。  
道が「交雑や混入のおそれあり」として「栽培中止」などを勧告したにもかかわらず、農家や研究機関などが応じなかったときには、三十〜五十万円の罰金が科せられる。ほかにも、報告や立ち入りを拒否したり、報告義務に違反したときの罰則も盛り込まれている。こちらは「一般」と「試験」の差はない。  
妥協したものの懲役を含む罰則規定を設けたことで、ひとまず実効性は担保された。「北海道農業とGM作物は共存できない」と全国に先駆けて宣言することになり、その姿勢は評価できる。

### 法律違反は懲役3年も まだ甘い道の罰則規定

が、条例案の罰則規定はまだまだ甘い。こんな情報を紹介しておこう。  
昨年、長沼町や帯広市の農家が作付けを模索したGM大豆は、米国の Monsanto 社が開発した除草剤「ラウンドアップ」をかけるも枯れぬように遺伝子操作されている。そのため、大豆が芽を出して生長し、雑草が生えそろうた時点で除草剤をかけ、雑草だけを退治する。「除草剤



GM作物の安全性をアピールした日本モンサント主催の講演会。少数ながら栽培を模索する大規模農家もいる(2月26日、札幌市内で)

「GM作物の安全性をアピールした日本モンサント主催の講演会。少数ながら栽培を模索する大規模農家もいる(2月26日、札幌市内で)」

「組換え作物を勉強する生産者の会(宮井能雅代表・会員6人)は二月十七日、道によるGM作物の栽培試験を求める知事あての要望書を提出した。メンバーは

「組換え作物を勉強する生産者の会(宮井能雅代表・会員6人)は二月十七日、道によるGM作物の栽培試験を求める知事あての要望書を提出した。メンバーは



試験栽培の「実施条件」をめぐる混乱した道の検討会。委員の頭越しに規制案が書き換えられる場面も(昨年10月、札幌市内で)

登録申請されていない時期に違法な農薬使用をすると、「同法第十七条の規定により、三年以下の懲役もしくは百万円以下の罰金に処し、またはこれを併科することとされている」(民主党 佐藤謙一郎衆院議員の質問主意書に対する昨年12月7日付け内閣総理大臣の答弁書。重い罰則規定であり、これに比べると道の条例案の甘さがよく分かるだろう。経済団体などは何を考えて「懲役の除外」を道に要求したのか、理解に苦しむ。

「道に對する批判がくすぶるが、かつてGM問題に関する質問書を道職員に書いてもらった情けない議員もいるだけに、一丸となって対処できるかどうか疑問符がつく。そんななかで、元道職員で農業問題に明るい木村峰行氏(旭川市)は、「条例の制定後に研究機関が栽培に手を上げたときの対応や監視体制づくりが大事。GM家畜飼料の問題点を明らかにしたり、国会で表示問題を議論させるなど、具体的な取りくみを進めたい」と積極姿勢を見せた。

Table with 2 columns: 違反事項 (Violation Item) and 罰則 (Penalty). Rows include: 無許可栽培 (Unauthorized Cultivation), 無届け栽培 (Unauthorized Registration), 中止命令違反 (Violation of Stop Order), 措置命令違反 (Violation of Disposal Order), 報告義務違反 (Violation of Reporting Obligation), 無許可変更 (Unauthorized Change), 無届け変更 (Unauthorized Registration Change), 報告・立入拒否 (Refusal of Report/Entry).

「一部」の農家がGM大豆に飛びつこうとする理由はここにある。「農業取締法」の下では、メーカーが農薬を国に登録申請することになっており、「ラウンドアップ」を大豆などに使用する時期は「種子を蒔く前の十日以前」「蒔いて出芽する前」として登録しなければならぬ。あくまで非組み換え作物に対する使用が前提になっており、生長した大豆に「ラウンドアップ」をかけて栽培することは、明らかな違法行為なのだ(前出の長沼町の農家は、この規定を熟知したうえで栽培を模索し、報道関係者らに対応した)。

「一部」の農家がGM大豆に飛びつこうとする理由はここにある。「農業取締法」の下では、メーカーが農薬を国に登録申請することになっており、「ラウンドアップ」を大豆などに使用する時期は「種子を蒔く前の十日以前」「蒔いて出芽する前」として登録しなければならぬ。あくまで非組み換え作物に対する使用が前提になっており、生長した大豆に「ラウンドアップ」をかけて栽培することは、明らかな違法行為なのだ(前出の長沼町の農家は、この規定を熟知したうえで栽培を模索し、報道関係者らに対応した)。

「一部」の農家がGM大豆に飛びつこうとする理由はここにある。「農業取締法」の下では、メーカーが農薬を国に登録申請することになっており、「ラウンドアップ」を大豆などに使用する時期は「種子を蒔く前の十日以前」「蒔いて出芽する前」として登録しなければならぬ。あくまで非組み換え作物に対する使用が前提になっており、生長した大豆に「ラウンドアップ」をかけて栽培することは、明らかな違法行為なのだ(前出の長沼町の農家は、この規定を熟知したうえで栽培を模索し、報道関係者らに対応した)。

「一部」の農家がGM大豆に飛びつこうとする理由はここにある。「農業取締法」の下では、メーカーが農薬を国に登録申請することになっており、「ラウンドアップ」を大豆などに使用する時期は「種子を蒔く前の十日以前」「蒔いて出芽する前」として登録しなければならぬ。あくまで非組み換え作物に対する使用が前提になっており、生長した大豆に「ラウンドアップ」をかけて栽培することは、明らかな違法行為なのだ(前出の長沼町の農家は、この規定を熟知したうえで栽培を模索し、報道関係者らに対応した)。

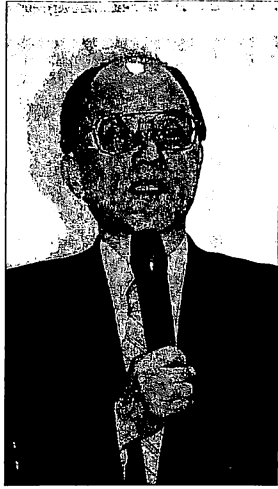
# 欧州で広がる「GMOフリーゾーン」

## 「遺伝子組み換え食品いらぬ！キャンペーン」代表 天笠啓祐さん

### 「農業の多様性」を大切に

ここ数年、「すべての遺伝子組み換え作物・食品(GMO)のない地域」という意味の「GMOフリーゾーン」を宣言する動きが、ヨーロッパの州政府を中心に広がってきました。昨年十一月、十の州政府がフリーゾーン宣言に共同署名してから動きが具体化し、「(GMOによる)損害には「発生者負担の原則」を適用すべき」と主張。イタリヤから始まった「スロフード運動」とセットになり、州政府や生産者、消費者らが「農業の多様性を大切にしよう」と訴えています。

EU欧州連合は一昨年、新しい表示制度の成立とパターで、GMOの栽培・販売のモラトリアム(一時停止を解除しました。EU



1947年東京生まれ。早稲田大学農学部卒業。農学博士。技術士(遺伝子組換え食品)の資格あり。現在、天笠啓祐代表。東京在住。

委員会は、慣行・有機・GMという三つの農業の共存政策を打ち出しましたが、現実には共存はきわめて難しい状況です。こうした事態を見越して、動きが活発になりました。これまでに、イタリヤでは国土の八割近い市町村が「GMOフリー」を宣言。オーストリアでは九州のうち八州までが宣言し、うち一つの州は独自の法律を制定しています。

イギリスでは、すでにフリー地域に住む人が千五百万人に達し、二十四万ヘクタールの土地のうち8割が農地を所有するナショナルトラストが「GMOフリー」に進み、その土地でのGMO作物栽培禁止を決定しました。さらに、同国最大の農業者であり、年間一兆円近くの食品を販売するコープも今年、GMOを一切禁止し、GMO作物を栽培する顧客への資

金負担もやめるそうです。ドイツでは連邦政府の取りくみがしっかりしており、ギリシャでは地域農業の振興をメーンに「GMOフリー」を宣言。ベルギーやポランド、スイスなどでも広がりを見せています。EU以外では、カナダやアメリカの自治体で宣言するところが出てきました。

いま、北海道が制定しようとしている「GM作物の栽培等による雑草等の防止に関する条例」は、ヨーロッパの「フリーゾーン」の内容に匹敵するもので、世界的にも注目される取りくみといえるでしょう。

一月下旬には、「フリーゾーン運動」の関係者が初めて、堂に会して、EU委員会に政策変更を求めました。ヨーロッパの「フリーゾーン」は、農業の多様性を守るという格調高いもので、「生産者や消費者には選択する権利がある」として、「種子や自然環境、食料主権を守る」として、「種子や自然環境、食料主権を守る」として、「安全性と予防原則、地域の共存などをきちんと示しています。」

一方、アメリカでは特許権の侵害を理由にモンサント社が農家を提訴するケースが九十件に上っています。(小企業も含めて)百四十七の農家が訴えられ、平均四千五百万円もの和解金を支払わされているのです。日本はいま、世界で最もGM作物を輸入している国ですが、ほとんどの消費者は「GMOを食べたくない」という実感がありません。こぼれ落ちたGMナタネの種子による汚染の拡大や、(推進側の)バイオ作物懇話会によるGM大豆の作付け、試験という名の栽培拡大などの動きがあるので、きびしく監視していくことが大切です。

道の条例案には期間規定があり、事実上栽培を規制する内容ですが、全国に広がる動きにはなっていない。岩手県と滋賀県では指針が策定されていますが、まだまだ不十分な内容です。

そんななか、試験研究機関が集まる茨城県つくば市で栽培規制の指針を創ろうという動きが出てきました。滋賀県内ではフリーゾーン運動の提起がなされ(独立行政法人による)GMEイ試験の監視活動も続いています。汚染の拡大を防ぐために、ナタネの検査活動も始まりました。学校給食にGMOを入れさせない取りくみや、心強い仲間である農協に対する働きかけも必要でしょう。

日本では、食品への混入率が5%以下のものには表示義務がありませんが、EUと同等の表示制度を確立させていくことも重要です。ヨーロッパで広がっている「GMOフリーゾーン」を求めることが大事な時代を迎えています。条例の制定をきっかけに、北海道の生産農家の人たちが声を上げてほしい。